

国民健康保険税の納税義務者の皆さんへ

問国民健康保険課国保税係 ☎⑤6751

国民健康保険税の軽減措置が次のとおり改正されます。

■均等割額（被保険者全員が納める額）および平等割額（世帯ごとに納める額）の軽減措置の基準が拡大されました…青字の部分が変更となります。

軽減割合	世帯の合計所得額	
	平成 29 年度	平成 28 年度
5 割	33 万円 + (27 万円 × 被保険者数など) 以下	33 万円 + (26 万 5 千円 × 被保険者数など) 以下
2 割	33 万円 + (49 万円 × 被保険者数など) 以下	33 万円 + (48 万円 × 被保険者数など) 以下

7 月中に納税通知書が納税義務者（世帯主）あてに郵送されます。

病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように、加入者がお互いに助け合う制度です。
納期限内の納付をお願いします。

後期高齢者医療保険制度の加入者の皆さんへ

問国民健康保険課長寿医療係 ☎⑤6752

後期高齢者医療保険料の軽減措置が次のとおり改正されます。

■均等割額（被保険者全員が納める額）の軽減措置の基準が拡大されました…青字の部分が変更となります。

軽減割合	世帯の合計所得額	
	平成 29 年度	平成 28 年度
5 割	33 万円 + (27 万円 × 被保険者数) 以下	33 万円 + (26 万 5 千円 × 被保険者数) 以下
2 割	33 万円 + (49 万円 × 被保険者数) 以下	33 万円 + (48 万円 × 被保険者数) 以下

■所得割額（所得に応じて納める額）の軽減措置の改正

所得割額を負担する人のうち、総所得金額等から基礎控除33万円を差し引いた後の所得が58万円以下の人の軽減措置が、平成29年度は2割軽減となります。平成28年度は5割軽減でした。

■被用者保険の被保険者であった人に対する均等割額の軽減措置の改正

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険（全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合など）の被扶養者であった人は、平成29年度は均等割額が7割軽減となります。平成28年度は9割軽減でした。

病院の支払い窓口で、医療費等の負担の上限が下がる「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を新たに希望する人は忘れずに申請してください。

平成29年度住民税非課税世帯の人で、かつ平成28年度の後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、「減額認定証」という。）の交付を受けていない人が、減額認定証の交付を受けようとする場合、保険証と印鑑を持参の上、申請をする必要があります。

ただし、平成28年度の減額認定証をお持ちの人で、平成28年中の所得状況などにより、平成29年度も引き続き認定される人に限り、保険証と一緒に新しい減額認定証（有効期限は平成30年7月31日）が郵送されますので、更新手続きの必要はありません。

7 月中に保険料額決定通知書（保険料納入通知書）が加入者あてに郵送されます。

病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように、加入者がお互いに助け合う制度です。
納期限内の納付をお願いします。